

○大津町空家等対策推進協議会設置要綱

平成31年4月18日

要綱第33号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、大津町空家等対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。
- (2) 空家等の調査等に関すること。
- (3) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断及び特定空家等に対する措置に関すること。
- (4) 空家等に関する対策の推進に関し、町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、町長のほか、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する

- (1) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (2) 町議会の議員
- (3) 地域住民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は2年とする。委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人及び副会長1人を置く。

2 会長は、町長をもつて充て、副会長は、委員の互選とする。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席によつて成立し、協議会の議事は、出席委員の過半数によつて決する。

3 協議会は、委員が事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て、代理者を出席させることができる。この場合において、町長の代理者は、副町長とする。

(意見の聴取)

第6条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議の公開等)

第7条 会議は、原則公開する。ただし、公開・公表により当事者若しくは第三者の権利及び利益、又は公共の利益を害するおそれがあると会長が認めた場合は、協議会に諮り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限し、又は傍聴人を退場させることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月18日から施行する。